

# 令和2年第4回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和2年11月30日



令和2年第4回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日） 午前11時05分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○追加日程第1 議案第61号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（提案理由説明～補足説明～質疑～採決）

○追加日程第2 議案第62号 伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（提案理由説明～補足説明～質疑～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	稲泉 喜博 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	仲島 正敏 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	穂 浩一 君	きゅらまち観光課長	久保 修次 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給セ所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時05分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから令和2年第4回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（明石秀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、樺山 一君、美島盛秀君、予備署名議員を杉山 肇君、牧本和英君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（明石秀雄君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は本日11月30日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時議会の会期は本日11月30日1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（明石秀雄君）

日程第3 議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和2年第4回伊仙町議会臨時会に提案しました議案第60号について提案理由の説明をします。

議案第60号は、国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与法が改正され、それに準じた措置を行う必要があることから伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば

これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

本改正は令和2年人事院勧告に基づき、職員の給与等について改正するものであります。改正のポイントとして、特別給に関して、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給状況を踏まえ、民間との均衡を図るため、第1条において期末手当を4.5か月から4.45月に引き下げる改正を行うものであります。第2条では、令和3年度以降も6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定める改定であります。

なお、本年の人事院勧告では月例給については民間給与との格差が0.04%、平均164円と極めて小さいことから、月例給の改訂は行わない旨勧告されたところであります。

施行期日は第1条の期末手当の引き下げにかかる改訂については公布の日から、第2条の期末手当の平準化にかかる改訂については、令和3年4月1日からの施行になります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第60号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 追加日程第 1 議案第61号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

△ 追加日程第 2 議案第62号 伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（明石秀雄君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から、議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 から第 2 として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第 1 から第 2 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和 2 年第 4 回伊仙町議会臨時会に追加提案した議案第61号及び議案第62号について、提案理由の説明いたします。

議案第61号から議案第62号は国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与法が改正され、特別職等についてもこれに準じた措置を行うため、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により提案しています。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、2 件を一括して補足説明を求めます。

○総務課長（久保 等君）

議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

特別職及び議会議員の皆様の期末手当の支給率に関しても人事院勧告と同様の率で100分の155から100分の150に引き下げる改定を行うものであります。施行期日は公布の日からとなります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第61号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例。2件一括質疑でしょう。

じゃあ、議案第61号について質疑をいたします。この2件ともですけど、追加日程で出てきた理由。例えば、この本日の臨時議会、25日に通知が着ております。なぜ25日一緒にこの条例を通知することができなかったのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

当人事院勧告につきましては、職員について引き下げを行うというところでありまして、議員並びに特別職の勧告ではなかったのですが、その中で最初に議案第65の伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、告示をしました。今日の議運の中で、町長とそれから議員の皆さんのもこの人事院勧告の率に従ってすべきではないかという声が出たということで追加日程として取り扱うことにした次第であります。

○14番（美島盛秀君）

今の説明理解はできます。しかし、他町村では以前に臨時議会でこのことを可決しているのです。特に他の町村では議会の報酬3か月だったですか、減額をして、これをコロナ対策の予算に使おうという前向きな姿勢で取り組んでいる町村もありました。そういうようなこと等を踏まえて、なぜ伊仙町は我々に議会あるいは町長との報酬等の減額のものと一緒に出せなかったのか。私はこれ職員の怠慢だったと思う。忘れて出せなかったのか。もう我々議会としてもなるべくコロナ対策にこういう費用を削減してでも取り組んでいただきたいという気持ちは十分ありました。そういうこと等を踏まえて、今後他町村や、あるいは国の情報等、県の情報等を踏まえてきちんとできるような作業を進めていただきたいということをお願いして質疑を終わります。

○総務課長（久保 等君）

ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、人事院勧告には職員に対する勧告でありましたので、これを議員の皆様の声がないところで職員が議員の引き下げも行うということはできなかったのですが、今日そういった声がありましたので、これを追加等した次第です。おっしゃられるとおり。他の市町村の情報も早めにとって、こういった対応、議会とまた話し合いをして、スムーズにいけるように今後努力してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○10番（福留達也君）

これまでも人事院勧告の勧告で下げたことがあるのですけれども、人事院勧告のこの勧告というのはいつも職員だけなのですか。特別職に関しての引き下げとか、そういった勧告というのは



これまでありましたか。

○総務課長（久保 等君）

過去の人事院勧告については職員のみ勧告でありまして、特別職や議員のうんぬんということでの勧告ではありませんでした。

○10番（福留達也君）

こういった勧告が出るのは、やはり民間との差を縮小しようということでもありますから、今後は要望なのですけれども、そういった勧告があれば特別職とこういったのも同時に、今後は今、美島議員おっしゃったように出していただきたいなと思っております。

今回、0.05%ですか、引き下げによる額というのはどのくらいになるのか。そして、またこれはコロナ対策のこういったものに使っていこうとか、そういった考えはありますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

議員の皆さんの引き下げの額というのは急遽でありましたので、資料はまた準備しないとイケないのですが、職員の合計が今回の引き下げにおいて196万円程度であります。特別職については町長、副町長、教育長というふうになるのですが、今現在副町長が不在のところですので、いた場合の計算式でありますと、9万4,000円程度の引き下げというふうになります。

それと、この今出た合計額、これをコロナ対策で今臨時交付金が出ておるわけなのですが、その事業と似たような形でまた町民のほうに使えるように、今後3月議会に向けても取り組んでいきたいと考えております。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第62号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第62号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 権 山 一

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀